会 議 要 旨

1 会 議 名　第 10 期 北九州市人権施策審議会 第 4 回会議

2 開催日時　令和 8 年 10 月 14 日(水) 10時00分～12時00分

3 開催場所　北九州市人権推進センター 研修室
（北九州市小倉北区大手町11番4号 大手町ビル(ムーブ)8階）

4 出席者氏名
（委 員） 植竹克典、小田光江、狩野隆一、河嶋静代、工藤一成、坂本直記、田中眞弓、日高洋平、藤本喜久代、森聖子、吉田ゆかり、和田恵子　 計 12 人(敬称略)
（事務局） 保健福祉局長、人権推進センター所長、他関係職員　 計 20 人

5 会議の内容
(1)保健福祉局長あいさつ
(2)会長あいさつ
(3)議事
(議題)「北九州市人権行政指針 第3次改訂版(素案)」について
・ 第3回審議会での意見を踏まえた指針体系の修正内容
・ 第3次改訂のポイントに基づく素案の構成について
(4)その他

6 委員意見
委員からいただいた主な意見を、内容ごとに次のとおり整理した。

(1)素案全体(第 1 章・第 2 章)について

・個別の人権課題が見開きページにまとめられ、ページをまたがらない構成となったことで、読みやすくなった。

・図表やデータが多く用いられ、第 2 次改訂版と比べて見やすくなった。

・パラグラフ分けや色使いにより視認性が高く、文字も太く濃くなって見やすい。

・ビジネスと人権など新しい人権課題も盛り込まれ、分かりやすい。

・表紙の指針名にふりがなが付けられたことは、障害のある人をはじめ多くの人に届けるうえでありがたい。

・10 ページに「自分にも相手にも人権があることを踏まえ」という一文が加わり、人権を主張するだけでなく、相手にも人権があることを相互に理解する視点が表現された。

・概念図は、「基本理念」「期待される役割」という言葉により自分事として捉えやすくなった。社会像に「全ての人に」「お互いに」という視点が入ったこともよい。

・行政指針として、市職員が主体的に我が事として捉え、各局が個別施策を人権文化に照らして実施・評価する際の基準とすることが重要である。人権は特定の部署が扱うものという認識を改め、実効性のある運用につなげてほしい。

・人権の根本は、相手を思いやり、相手の立場に立って考える想像力にあり、既成概念にとらわれないことが大切である。思い込みを持つこと自体は悪いことではなく、間違いに気付いたときに立ち止まり、相手を攻撃しない姿勢が大切である。こうした点をもっと市民に伝えていく必要がある。

・概念図で、市民・地域・事業所・団体と行政の間の双方向の矢印が対立軸のように見えるため、表現を再考してはどうか。

・コラムは注目度が高く、指針への理解を深めるよい仕掛けである。一方で、コラムは平易な言葉・短い文章で気軽に読めるものが望ましく、本文と色合いを変え、吹き出しや会話調・語り口調を取り入れるなど、読みやすい柔らかい表現にしてはどうか。

・コラムには本編の合間の小休憩の役割もあるため、第 2 章にもコラムを設け、各章に配置してはどうか。

・アンコンシャス・バイアスやマイクロアグレッションは、言葉や説明自体が難しい。性的マイノリティや経済的な事情を抱える子どもなど多様な場面の事例を盛り込むとともに、子ども向けか職場向けかなど、対象に応じて事例を工夫してはどうか。

・支援する側の「普通」「当たり前」や優位性を問い直す視点を伝えるコラムがあるとよい。

・コラム「差別における 7 つの立場」について、立場は固定的なものではない。大切にされてこなかった傷つき体験が他者への攻撃性の背景にあることもあり、周囲が優しく接することで人は変わり得る。「差別をする人」と固定的に捉えない表現に改めてほしい。

・同コラムで「差別される人」が 6 番目に並んでいることに違和感がある。また、番号を付けて列記すると、立場どうしのつながりが見えにくい。

・同コラムの右側の矢印があると、立場ごとに学ぶ課題が違うように見える。差別される側も差別する側も学ぶべきことは同じであり、矢印は不要ではないか。

・いじめにも、いじめる人・いじめられる人・傍観者といった同様の立場があり、同コラムは分かりやすい。

・人権啓発キャラクター「モモマルくん」の呼称について、性別にとらわれない「モモマルさん」としてはどうか。もしくは、こうした議論をコラムで紹介し、市民や職員が人権の本質を考えるきっかけとするやり方もある。

・掲載しているグラフや画像の解像度が低いため、解像度のよいものを用いてほしい。

・限られた色数で印刷する場合、色分けした帯グラフ等は凡例の判別が難しくなるため、網掛けや斜線などのパターンを用いる工夫をしてはどうか。

・色覚特性のある人に配慮し、真っ赤より朱色を使うなど、見やすい配色も取り入れてはどうか。

・カタカナ語は説明がないと分からないため、解説を付けてほしい。

・公文書として正式名称を用いるべきであり、「社会教育団体」は「社会教育関係団体」とすべきである。

・団体が並ぶ中に、個人を指す「人権擁護委員」が記載されているため、「人権擁護機関」などの表現としてはどうか。

・「障害」の表記について、社会モデルの考え方から漢字表記を容認する当事者団体がある一方、ひらがな表記を望む声や、県・学校現場等でひらがなを用いる例もある。表記は社会通念とともに移ろうものであり、社会全体の状況を踏まえて検討してほしい。

・資料編の法令・制度一覧は本編の掲載順に合わせてはどうか。また、子どもの権利条約など、国内法整備の起点となった条約の掲載も検討してはどうか。

・QR コードで動画や関連資料を参照できるようにする、電子版で用語を調べられるようにするなど、デジタルとの連携を工夫してはどうか。また、紙では届かない視覚障害のある人などにも届くよ

う、テキストデータの掲載による音声読み上げへの対応などを検討してほしい。親しみやすいリーフレットの作成も有効である。

（2）個別の人権課題（第３章）について

・インターネット上の人権侵害を横断的な課題として冒頭に置いたことは評価できる。学校現場ではSNS を介したいじめや不適切な投稿が問題となっており、投稿の先を想像する力と、高校生のうちに人権感覚を育成することが重要である。リベンジポルノや通報窓口の掲載もよい。

・SNS だけでなく、AI の普及を踏まえ、AI についても明記する必要がある。

・女性支援新法の趣旨が第５次北九州市男女共同参画基本計画に盛り込まれていることを記述し、貧困・DV・性被害など困難を抱える女性への支援にも触れてはどうか。また、不同意性交等罪の創設等を踏まえた性暴力・性的同意の視点や、生理の貧困など女性の身体に関わる問題への理解を広げる視点も重要である。

・子どもの自殺が多いことから、子どもの項目や自殺対策の項目で触れてほしい。また、子ども・若者の性暴力被害について、性的同意に関する教育や、いわゆるこども性暴力防止法に基づく体制整備の周知（部活動の地域移行を含む）について記載してはどうか。

・外国にルーツのある子どもについては、子どもの項目と外国人の項目で記載を関連付けてはどうか。

・「こどもまんなか city」の実現に向け、子どもの自己肯定感を育む感覚を社会全体で共有できるよう、啓発や行事の工夫が必要である。

・高齢者の項目は他の自治体と同様の記載にとどまっているため、施設の相談窓口と地域包括支援センターが連携する本市の特徴的な取組を紹介してはどうか。また、グラフの掲載の必要性についても検討してほしい。

・障害のある人の項目について、精神障害のある人の地域移行（地域での支援体制を含む）に触れてはどうか。また、他の項目と構成をそろえ、虐待防止についても記載してほしい。特別支援教育は、インクルーシブの観点から子どもの項目での記載も検討してはどうか。

・外国人の項目で、地域の日本語教室等との連携を明記した点は評価できる。外国人住民が増える中、住まいの確保の困難、言葉による差別、相談先が分からないといった課題があり、多文化共生ワンストップセンターの周知が必要である。また、市営住宅の入居に際し外国人住民にのみ自治会加入を求めることには疑問がある。

・ヘイトスピーチについては、ヘイトスピーチ解消法の施行から年数が経過し、啓発素材も更新されていないことから、改めて啓発に取り組む必要がある。

・生活困窮の項目では、本市の先進的な取組である「いのちをつなぐネットワーク」を紹介してはどうか。

・ハラスメントの項目では、カスタマーハラスメントについて、サービスを提供する側と受ける側の間でも互いの人権を尊重するという観点を記載してほしい。また、ハラスメントを恐れて正当な指導ができなくなる萎縮や、一方的な申立てによる閉鎖的な運用も課題であり、良好なコミュニケーションと透明なプロセスの重要性を総論的に記載してはどうか。

・刑を終えて出所した人等について、触法障害者を含め具体的な記述になっている点は評価できる。福祉・司法が連携した本市の先進的な取組を紹介すれば、市外の参考にもなる。

・外国人、障害のある人、刑を終えて出所した人などの暮らしは、地域社会のあり方に大きく影響を受ける。住民同士が学び合いながらコミュニティを作っていくことが重要であり、人権文化は個別の課題にとどまらず、まちづくり全体に関わるという認識を広げてほしい。

7 問合せ先　保健福祉局人権推進センター人権文化推進課　電話 093-562-5010